

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 百陽会
アルクオーレ岡崎大平・六名

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本法人・施設では入居者、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える若しくはそのおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、入居者・利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって入居者・利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

入居者・利用者にわいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

入居者・利用者の合意なしに財産又は金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会その他各事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という)の発生の防止等に取り組むため「高齢者虐待防止委員会」(以下「委員会」という)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 高齢者虐待防止委員会の構成委員

委員会の委員長は施設長が指名し、任命する。委員会の委員は、施設長及び、委員長はじめ、各部署、各ユニットの代表者とする。

(2) 委員会の開催

委員会は委員長の招集により3カ月に1回以上定期開催する。

施設長及び、委員長の判断により、緊急招集を行うこともある。

(3) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の発生原因分析と再発防止策に関すること。

(4) 高齢者虐待防止担当者は委員長とする。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施(年2回以上)
- (2) 新人研修での研修実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は速やかに行政機関等に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合は行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 入居者・利用者またその家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は3(4)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅に置いて虐待が発生した場合は、行政機関等に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを

認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す。

- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに臨時の委員会を開催し、事実確認を行うとともに、必要に応じて行政機関等に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

入居者・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付規定に準じ対応し、苦情受付担当者は、受付内容を苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、苦情受付に基づき必要時、相談者にも報告を行う。

9 入居者・利用者等に対する指針の閲覧

職員、入居者・利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、法人のホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者・利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。